





平成23年度補助団体監査結果公表について

問 監査委員室 25 476-1111 (333)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき補助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を 公表する。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

名 称

①大隅スポーツ交流拠点プロジェクト実行委員会 ②大崎町体育協会 ③大崎町青少年活動事業実行委員会 節 囲

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業のうち、事業運営補助金に係る出納その他の事務の執行について

補助金の名称及び補助金額

- ①大隅スポーツ交流拠点プロジェクト補助金 1,800 千円 ②大崎町体育協会補助金 1,155 千円
- ③大崎町青少年活動事業補助金 316 千円
- (2) 監査実施年月日 平成23年7月5日
- (3) 監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書及び預金通帳等の関係書類の提示を求め、関係職員から説明を聴取し、当該補助金が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

2 監査の結果

- ①平成22年度の補助金の執行状況について監査の結果、補助金の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金は確実に収納されていた。補助金の使途については、事業活動支出の全般に配分されており、補助目的に沿って執行されていることを確認した。
- ②会計経理に関する事務処理並びに帳簿及び証拠書類の整理は、適正に処理されていることが認められた。

3 監査意見

①大隅スポーツ交流拠点プロジェクト補助金

隣県で発生した口蹄疫の影響で、規模の縮小や大会の中止を余儀なくされたものもあったが、『くにの松原ビーチスポーツフェスタ』や『九州ビーチバレーリーグ in 大崎』など数種のスポーツ大会を開催するとともに、スポーツ合宿の誘致事業などにより、県内はもとより九州各地や関西方面からも多くの競技者等が本町を訪れるなど、本補助事業の主旨に沿う結果であるといえる。

今後も、更に創意工夫をこらし事業の充実を図りながら、活力ある地域づくりの推進に寄与されたい。

②大崎町体育協会補助金

大崎町体育協会は、16のスポーツ競技組織で構成されており、人口の減少や高齢化に伴い競技人口も徐々に減少傾向にある中において、体育協会の取組みが競技人口減少の歯止めとなるとともに、競技力向上に寄与しているといえる。

今後も事業の充実を図り、各種スポーツ競技団体が切磋琢磨して資質を向上させるとともに、町民が生涯にわたりスポーツを楽しみながら健康で生き生きと暮らせるような地域づくりの推進に寄与されたい。

③大崎町青少年活動事業補助金

隣県で発生した口蹄疫により、サマーアドベンチャー事業が中止となったが、口蹄疫収束後にふるさと学寮やキッズセミナー事業を実施し、青少年の健全育成に役立っているといえる。

今後も、創意工夫と事業内容等の充実を図りながら、未来を担う子供たちの健全育成に寄与されたい。

平成23年7月11日

大崎町監査委員 四 本 庸 一 長 重 充 輝